

ご入居の皆様へ

この度は、当物件にご入居頂きまして誠にありがとうございます。
共同住宅・賃貸住宅のご入居に際し、当該物件の建物・敷地及び付属設備の保全と、
皆様に安全で快適な毎日をお過ごし頂くために、賃貸借契約書の各条項及び下記事項
については確認のうえ、お守り下さいますようお願い申し上げます。

公共料金の名義登録

入居開始日よりお使いいただくために、事前に電気・ガス・水道等ライフラインの
使用開始手続きを行ってください。



駐車場及び駐輪場について

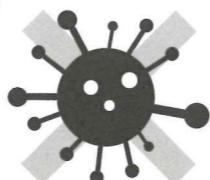
- 駐車に際しては、お互いに譲り合い、前後・左右の区間に迷惑にならないよう、ご注意下さい。
また、入居後の駐車区画の変更は受付致しかねますので、予めご了承ください。
- 無断駐車等につきましては、緊急の場合・悪質な場合などは、警察(110番)へご連絡下さい。
- 駐輪場の使用について、中型、大型バイクの駐車を前提としておりませんので
事前に管理会社までご相談下さい。



善管注意義務について

ご入居者様には、借りているお部屋に対して借家人としての「善管注意義務(善良なる管理者の注意義務)」が
発生します。以下の事項は義務違反となり、補修負担が生じることがありますのでご注意ください。

- ①結露を放置した際のカビや汚れ
- ②水漏れを放置した場合のカビや汚れ
- ③その他、通常使用の範囲を逸脱して起こった現象等



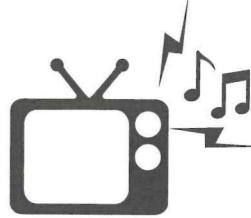
ゴミ出しについて

- ゴミは、自治体の指定ゴミ袋を使用して下さい。
- ゴミは、分別のうえ指定日時に指定場所へ搬出してください。
- 粗大ゴミについては、担当清掃局に連絡のうえその指示に従い
責任をもって処分を行ってください。
※違反ゴミや引っ越しの際に出るダンボールなどは回収されません。



防音について

早朝、深夜におけるテレビ、ラジオ、ステレオの視聴やドアの開閉、階段・廊下の歩行等は、
近隣(騒音)トラブルの原因になる場合もありますので充分ご注意下さい。



共用部分について

- 共用廊下やエントランスなどの共用部分に私物を置くと、通行の妨げとなるばかりか、
非常時には避難通路にもなりますので、私物を置かないで下さい。
- 共用部へゴミのポイ捨てをしないで下さい。
- バルコニー及び共用部分での喫煙は禁止されています。



変更事項の申告について

入居中の以下の事項に変更が生じた場合は、必ず弊社までご連絡下さい。

- | | |
|--------------|------------------|
| ①入居人数の増減 | ②連絡先（携帯電話番号等）の変更 |
| ③勤務先の変更（転退職） | ④連帯保証人・緊急連絡先の変更 |
| ⑤車の変更 | など |



力ギの作成・解錠依頼について

- 故意・過失による鍵・宅配ボックスの解錠は有償となりますので、ご注意下さい。
- 合力ギ作成時は、有料となります。

その他

- 町内会又は自治会には入会してください。
- ご入居者様同士のトラブル、近隣トラブルは極力発生させないように注意し、
万一発生した場合は当事者同士で解決してください。



退去手続きについて

退去日の1ヶ月前までに弊社までご連絡下さい。追って解約届を送付致します。
解約日が確定していないと受付は致しかねます。
受付日より起算して、1ヶ月分の賃料は発生しますので、ご注意下さい。

その他、お気付きの点、お問い合わせ事項等ございましたら、管理会社までご連絡ください。